

奄美群島国立公園誕生

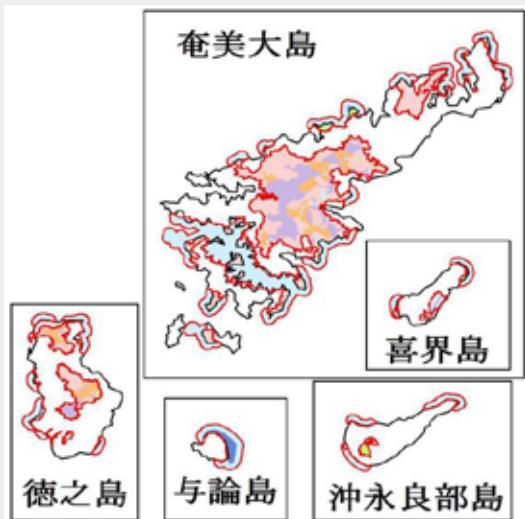
生命にぎわう亜熱帯のシマ

森と海と島人の暮らし

奄美群島国立公園は平成29年3月7日に全国で
34番目の国立公園に指定されました。



国立公園に指定された区域



特別保護地区 第2種特別地域 普通海域 海域公園地区
第1種特別地域 第3種特別地域

※国立公園の詳細な地図は、各自然保護官事務所、大島支庁またはお住まいの市町村役場にて確認することができます。

国立公園とは

国立公園は、日本を代表する自然の風景地として、自然公園法に基づき、国が指定するものです。すぐれた自然を守り、その感動を味わい楽しむことができるよう後に後世に伝えていくために、環境省をはじめ、地域の関係機関や団体等が協力して、自然の保護と利用を推進するための様々な取り組みが計画・実施されます。

国立公園の利用

国立公園を訪れる観光客や地域住民の皆さんのが適正に自然を体験して楽しむために必要な施設を計画し、それらの計画に基づき公園事業として国や地方自治体、民間事業者が施設の設置・整備を行います。

また、国立公園で行われる様々な自然体験活動(例えば、登山やスノーケリング、野鳥観察など)において、マナーの普及啓発や、適正な利用のためのルールを定めるなどの普及啓発や、自然環境へ負荷を与えない観光としてのエコツーリズムの推進に努めます。

施設整備事例



【歩道（ウッドデッキ）】

【ビジターセンター】



【公衆トイレ】